

社会福祉法人なごみ福祉会 役員報酬及び旅費、慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なごみ福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び法人が実施する保育・障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事、評議員が理事会、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び法人が実施する事業のために、業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び法人が実施する事業の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員報酬)

第6条 評議員選任・解任委員がその業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(慶弔、見舞金)

第8条 役員及び評議員が長期（1週間以上）病気、けが等の治療等のため入院又は療養した場合、見舞金を2万円、死亡した場合、香典として3万円を支出する。その他、理事長の判断で対応を決めることとする。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円

別表 2

名 称	報 酬
理事長・副理事長業務報酬等	10,000 円
理事業務報酬等	5,000 円
評議員業務報酬等	5,000 円
監事監査指導報酬等	5,000 円
評議員選任・解任委員報酬等	5,000 円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬（1日）	その他
実 費	10,000 円	別表 2 と同額	実 費